

●児童扶養手当の所得制限限度額一覧、一部支給手当額の算定方法

(令和2年4月分以降)

◆所得制限限度額

扶養親族等の数	本人		扶養義務者・養育者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

※所得には、養育費の8割相当額を含みます。

※以下の場合、上記限度額に加算となります。

●本人

- ・老人控除対象配偶者及び老人扶養親族・・・10万円
- ・特定扶養親族・・・15万円

●扶養義務者等

- ・老人扶養親族（2人目から）・・・6万円

◆本体月額（児童1人の場合）の一部支給額の算定方法

$$43,150円 - (所得額 - 全部支給の所得制限限度額) \times 0.0230559$$

おおむね、所得額が全部支給の所得制限限度額を1万円超えるごとに月額230円減額となります。

◆第2子加算月額の一部支給額の算定方法

$$10,180円 - (所得額 - 全部支給の所得制限限度額) \times 0.0035524$$

おおむね、所得額が全部支給の所得制限限度額を1万円超えるごとに月額40円減額となります。

◆第3子以降加算月額の一部支給額の算定方法

$$6,100円 - (所得額 - 全部支給の所得制限限度額) \times 0.0021259$$

おおむね、所得額が全部支給の所得制限限度額を1万円超えるごとに月額20円減額となります。